

バイオプラスチックビジネス等推進事業補助金に関するFAQ

Q1) バイオプラスチックを使わない製品の研究開発であっても、「SDGsの17の目標」の達成に貢献するものであれば、補助の対象に該当するのでしょうか？
本補助金は「バイオプラスチック製品及び海洋プラスチックごみのアップサイクル製品の研究開発」が補助対象です。SDGsの達成に貢献する製品の研究開発であっても、バイオプラスチック製品や海洋プラスチックごみのアップサイクル製品の研究開発でなければ、補助対象にはなりません。
Q2) 当社が販売する商品の容器をバイオプラスチック製にするため、容器製造を他社にお願いする場合、その容器の製造に係る材料購入費や保管費、評価費等は補助の対象に該当するのでしょうか？
補助事業は応募事業者が主体となって実施する必要があります。バイオプラスチック製容器の製造に関する研究開発を貴社が中心となって実施し、実際の製造を他社に依頼する場合は、製造企業からの試作品購入費や試験分析費等が補助対象となります。なお、試作品の製造に必要な材料購入費については、貴社が購入して製造企業に提供する場合は原材料費として、製造企業が購入する場合は外注加工費として計上してください。貴社が製造された容器を購入するだけで研究開発を全く行わない場合は、製造企業においてバイオプラスチック製容器の研究開発が行われていても、補助対象となりません。
Q3) Q2のケースにおいて、バイオプラスチック製容器の製造企業が府外企業（海外含む）の場合も補助の対象に該当するのでしょうか？
応募事業者が府内中小企業であり、主体となって補助事業を実施する場合は該当します。
Q4) 事務費の中の活動費では企業への謝金が認められていますが、この企業は中小企業であることなどの制約はあるのでしょうか？
制約はありません。
Q5) 審査会当日に出張が重なり、審査会場に行くことができない場合、オンラインでの参加は可能でしょうか？
原則、プレゼンテーションは審査会場で行っていただきます。審査会の開催日時の変更は困難ですので、担当者の出席が難しい場合は、他の社員に出席していただくなど、社内で調整してください。どうしても会場へ来ていただくことが難しい場合はご相談ください。